

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：上水道事業

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和2年6月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名※	柳川市	職員数※(H19. 4. 1現在)	13
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	103 (H18)	公営企業債現在高(百万円)	5,194
累積欠損金(百万円)	0	利益剰余金又は積立金(百万円)	158
不良債務(百万円)	0	財政力指数※	0.474
資金不足比率(%)	0	実質公債費比率※(%)	15.4
		経常収支比率※(%)	92.4

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年3月21日 合併前市町村：柳川市・大和町・三橋町] 合併に伴い、水道事業においても、2上水道事業（柳川市・大和町）と1簡易水道事業（三橋町）の統合を図っている。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にシを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～23年度
計画策定責任者	柳川市長 石田 宝蔵
既存計画との関係	集中改革プラン（平成17年度～21年度）
公表の方法等	建設常任委員会への報告、HPによる公表
基本方針	本市においては、普及率が96%を超え、今後、これまで整備してきた施設及び設備の改良、更新を迎える。水道事業は、運営に必要な経費を水道料金においてまかなう独立採算制をとっており、人口減少、節水意識の向上等により、水需要の減少が見込まれる中、限られた財源による事業運営が求められる。このような状況のなか、さらなる経費節減を図り、引き続き健全な財政運営に取り組まなければならない。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	215	92	462	769
	補償金免除額	25	16	95	136
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	18	31	122	171

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公営企業債	配水管整備事業			12,200	12,200
	配水管整備事業			14,763	14,763
	配水管整備事業			9,941	9,941
	配水管整備事業			56,163	56,163
	配水管布設事業			111,911	111,911
	第5次拡張事業			10,155	10,155
	配水管布設事業			113,074	113,074
	第5次拡張事業			19,751	19,751
	配水管整備事業			114,011	114,011
	配水管整備事業		68,753		68,753
	配水管整備事業		23,122		23,122
	配水管整備事業	64,808			64,808
	配水管整備事業	2,088			2,088
	配水管整備事業	48,239			48,239
	第5次拡張事業	47,963			47,963
配水管整備事業	51,563			51,563	
合 計 (A)		214,661	91,875	461,969	768,505
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		214,661	91,875	461,969	768,505

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公営企業債					
合 計 (A)					
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
	配水管整備事業			1,698	1,698
	上水道拡張事業			7,515	7,515
	配水管整備事業			50,761	50,761

公営企業債	配水管整備事業			7,489	7,489
	配水管整備事業			54,243	54,243
	配水管整備事業		26,482		26,482
	配水管整備事業		4,979		4,979
	配水管整備事業	15,250			15,250
	配水管整備事業	1,467			1,467
	第5次拡張事業	1,284			1,284
合 計 (A)		18,001	31,461	121,706	171,168
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		18,001	31,461	121,706	171,168

- 注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
注2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	平成17年3月21日、柳川市・大和町・三橋町の1市2町合併に伴い、水道事業においても、2上水道事業（柳川市・大和町）と1簡易水道事業（三橋町）の統合を図り、柳川市水道事業として経営を行っている。これまで、配水場運転管理業務など業務委託を実施してきた結果、職員一人当たりの給水収益については、類似団体、全国平均を大きく上回っている。また、平成18年度決算における総収支比率（105.8%）及び経常収支比率（105.8%）においても、100%を上回っており、比較的良好である。本市の料金収入の特異性として、基幹産業の一つである海苔養殖業の生産量に、影響を受けることが挙げられる。
経営課題	課 題 ① 給水収益の確保 給水収益については、ほぼ横ばいであり、給水人口の減少、節水意識の向上等により今後、給水量の大幅な増加が見込めない状況である。
	課 題 ② 計画的な設備投資 給水収益の大幅な増加が見込めない状況において、今後の改良、更新事業（配水場電気計装設備、配水管整備等）を進めるため、計画的な設備投資が必要となる。
	課 題 ③ 施設の耐震化 今後、基幹施設の耐震調査・診断を実施し、その結果に基づき管路を含めた耐震化を計画的に図らなければならない。
	課 題 ④ 財源の確保 これまで、配水管整備、配水池建設等については、企業債、国庫補助金など外部による資金に依存しているが、今後の整備については、計画的な内部留保資金の活用が必要である。
	課 題 ⑤ 業務委託の推進 これまでも、配水場運転管理、メーター検針、設備保守点検など業務委託を実施してきたが、経営の効率化を図るために、今後も様々な角度から、これまでの手法も含め、検討、点検を行わなければならない。
留意事項	独立採算制の原則のもと、現行の料金体系において、基準外繰入金（赤字補てん的）を生じないように、引き続き、経費節減に努めなければならない。

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（１）収益的収支、資本的収支

（単位：千円，％）

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)		
収益的 収 入	収 益	1 総 収 益 (A)	121,945	116,045		
		(1) 営 業 収 益 (B)	68,818	69,954		
		ア 料 金 収 入	61,339	66,229		
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	4,494			
		ウ そ の 他	2,985	3,725		
		(2) 営 業 外 収 益	53,127	46,091		
		ア 他 会 計 繰 入 金	51,128	46,091		
		イ そ の 他	1,999			
		収 支	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	120,682	119,979
				(1) 営 業 費 用	89,030	86,025
				ア 職 員 給 与 費	18,487	19,007
				ウ ち 退 職 手 当		
				イ そ の 他	70,543	67,018
				(2) 営 業 外 費 用	31,652	33,954
ア 支 払 利 息	31,518			31,791		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息						
イ そ の 他	134	2,163				
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	1,263	-3,934			
資本的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	11,872	15,409		
		(1) 地 方 債				
		(2) 他 会 計 補 助 金	11,872	15,409		
		(3) 他 会 計 借 入 金				
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金				
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金				
		(6) 工 事 負 担 金				
		(7) そ の 他				
		収 支	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	12,745	15,457
				(1) 建 設 改 良 費	12,745	14,101
				ウ ち 職 員 給 与 費	9,500	9,504
				(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		1,356
				(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金		
				(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金		
(5) そ の 他						
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-873	-48			

(単位:千円, %)

区 分	年 度	平成14年度	平成15年度
		(計画前5年度)	(計画前4年度)
		(決 算)	(決 算)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		390	-3,982
積 立 金 (K)			
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)		5,629	6,020
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)			
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)		6,019	2,038
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)			
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)	6,019	2,038
	赤 字 (Q)		
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)			
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		101.0	95.6
地方財政法施行令第20条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)			
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)		64,324	69,954
資 金 不 足 比 率 ((R)/(S)×100)			
積 立 金 現 在 高			
企 業 債 現 在 高		1,789,700	1,788,344
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの		1,789,700	1,788,344
うちその他に係るもの			

(2) 他会計繰入金

区 分	年 度	平成14年度	平成15年度
		(計画前5年度)	(計画前4年度)
		(決 算)	(決 算)
収 益 的 収 支 分		51,128	46,091
うち基準内繰入金		28,082	36,181
うち基準外繰入金		23,046	9,910
うち料金収入に計上すべき繰入等			
うち赤字補てん的なもの		23,046	9,910
資 本 的 収 支 分		11,872	15,409
うち基準内繰入金		1,274	678
うち基準外繰入金		10,598	14,731
うち赤字補てん的なもの			

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率※ (%)	91.1	90.1	99.5	94.6	98.0	98.0	100.7	101.3	102.2	101.0	
総収支比率(法適用) (%)	105.8	105.1	112.0	101.0	105.8	105.8	108.0	108.6	109.7	108.5	
経常収支比率(法適用) (%)	105.8	105.1	112.0	101.1	105.8	105.8	108.0	108.6	109.7	108.5	
営業収支比率(法適用) (%)	108.9	106.5	117.6	112.6	117.6	116.7	116.4	116.2	116.6	115.8	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	7.0	6.2	5.7	0.1	1.3	1.0	0.2	0.2	0.2	
	うち基準内繰入金 (%)	0.7	0.6	0.5	0.1	0.8	1.0	0.2	0.2	0.2	
	うち基準外繰入金 (%)	6.3	5.6	5.2	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	うち赤字補てん的なもの (%)	6.3	5.6	5.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	資本的収入分 (%)	1.3	5.5	7.1	1.7	25.3	4.1	4.5	0.6	2.6	13.1
	うち基準内繰入金 (%)	1.3	5.5	7.1	1.7	1.7	4.1	4.5	0.6	2.6	13.1
	うち基準外繰入金 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	23.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち赤字補てん的なもの (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	計画期間(平成19年度～23年度)においては、現行の料金体系を維持するものとする。給水人口の減少に伴い、料金収入の減少を見込んでいる。
2 他会計繰入金の見込み	消火栓に要する経費(新設・修理)及び平成19年度・20年度・22年度・23年度においては、合併特例債(緊急時用連絡管事業)に関する一般会計出資金について積算している。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	大規模投資及び資産売却等の予定は無し。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	年利5%以上の企業債残高(939,674,189円)を繰上償還することとし、そのうち、財政融資資金(7.0%以上)及び公営企業金融公庫資金(5.0%以上)については、民間等資金による借換債の活用を予定し、積算している。また、検針業務の見直しによる委託料等の削減を見込んでいる。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
<p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>集中改革プラン(平成18年3月)において、平成26年度までに下水道事業を含めた公営企業職員(水道13名、下水道9名)の1名減を計画している。</p> <p>国家公務員の給与構造改革を踏まえ、18年4月に本市の給与構造も国に準じて見直している。地域手当は、調整手当を廃止し、18年4月に国の支給地域への勤務の場合に限り支給していたが、19年4月から全職員に0.5%を支給している。今後は、平成21年度末をめどに廃止の方向で見直しを行っていく。</p> <p>下水道事業において、技能労務職員は従事しておりません。</p> <p>17年度から退職時特別昇給は廃止しており、またそれに類する特別昇給は一切行っていない。</p> <p>福利厚生事業の事業主負担は、19年度に負担率を下げたが、引き続き段階的に引き下げていく。事業内容についても公費を充てる事業と会員会費を充てる事業とに仕分けを行うとともに、全体的には事業の縮減を図ることを検討していくとともに、それらの取組の状況について公表するなど市民の理解を得られるよう努力する。</p>
<p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>旅費については、平成19年度より日当を廃止し、最小限の旅行雑費に見直し、削減を図っている。また、検針業務の見直しを図ることにより、年間約1,200万円の削減となるので、現在検討中である。</p> <p>これまでも、配水場運転管理、メーター検針、設備保守点検など業務委託を実施してきたが、サービスの向上、コストの削減を図るため、今後も様々な角度から、これまでの手法も含め、検討、点検を行わなければならない。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組 	料金収入については、経営課題①のとおり、合併後(平成17年3月)、ほぼ横ばいの状況である。計画期間(平成19年度～23年度)においては、減少を見込んでいるが、今後の増加要因のひとつとして、柳川駅東部地区の土地区画整理事業を考えている。平成18年度決算における料金回収率(98.0%)については、類似団体及び全国平均とほぼ同水準であり、1ヶ月20m ³ 当たりの家庭用料金(3,290円)においても、類似団体(主な水源が受水)と比較してもほぼ同水準である。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開 ○ 行政評価の導入 	<p>「水道事業経営指標」を用い、「事業の概況」、「施設の効率性」、「経営の効率性」、「財務の状況」について、類似団体及び全国平均との比較を行い、その結果については、ホームページに掲載している。</p> <p>平成18年度に、導入基本方針を策定。行政評価システム制度設計、事務事業評価単位を設定した。平成19年度以降は、前年度の全ての事務事業の事後評価、施策評価、事務事業貢献度評価、事務事業優先度評価を行い、評価結果を市民へ公表し、行政の透明性を確保する。また、平成20年度より、平成21年度当初予算枠配分との連動を図ることとしており、施策・事業の実施において、行政評価の結果に基づく厳しい選択を行うなど、今まで以上に市民ニーズを把握し、財源配分の優先化・重点化を図る。</p>
5 その他	計画的な設備投資(課題②)については、限られた財源において実施できるように、既存の整備計画を精査しなければならない。財源の確保(課題④)については、補償金免除繰上償還制度の活用により対応。また、業務委託の推進(課題⑤)については、検針業務の見直しを予定しており、今後においても、引き続き、コスト削減を図らなければならない。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	これまで、旧柳川市においては、配水場運転管理業務委託（△6名）を実施。また、1市2町合併に伴い、人員の削減（19名→13名）に取り組んでいる。その結果、平成18年度決算における職員1人当たりの給水人口（6,008人）については、類似団体及び全国平均に比べ大きく上回っている。集中改革プラン（平成18年3月）においては、平成26年度までに下水道事業を含めた公営企業職員（水道課 13人 下水道課 9人）の1名減を目標としている。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	現在、繰越欠損金はありますが、引き続き、欠損金が生じないように、さらなる経費節減を図ります。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	基準外繰入金（赤字補てん的繰入金）はありませんが、引き続き、基準外繰入金（赤字補てん的）が生じないように、さらなる経費節減を図ります。
4 その他	業務委託の推進（課題⑤）については、検針業務の見直しを図ることにより、委託料として約900万円、それに伴う通信運搬費（納付書発送等）として約200万円、印刷製本費として約100万円の年間約1,200万円の削減が可能となる。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課 題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実 績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計	
【収入の確保】														
	料金改定率													
	改善額(料金の適正化)※1													
	未収金の徴収対策													
	改善額													
	一般会計負担金の額													
	改善額(負担金の確保等)													
	資産の有効活用													
	改善額(収入増額)													
	その他()													
	改善額													
【経費の削減】														
	職員給与費の適正化													
	職員給与費(退職手当以外)	181	174	158	107	99		99	99	99	99	99	99	
	改善額	0	13	13	66	66	158	66	66	66	66	66	330	
	給与水準													
	改善額													
	その他(合併に伴う削減)	181	174	158	107	99		99	99	99	99	99	99	
	改善額	0	13	13	66	66	158	66	66	66	66	66	330	
	職員給与費(退職手当)	9	32	30		10								
1	職員数(人)	21	19	19	13	13		13	13	13	13	13	13	
	増減数(人)	0	△2	0	△6	0	△8	0	0	0	0	0	0	
4	維持管理費等(検針委託料)	8	8	10	18	18			委託料等削減	委託料等削減	委託料等削減	委託料等削減	委託料等削減	
	改善額(適正化)			△2	△10	△10	△22		12	12	12	12	48	
	工事コスト※2													
	改善額(縮減額)													
4	その他()		労務費の削減			借換債の活用								
	改善額		5			1	6							
	累積欠損金比率													
	増減													
	企業債現在高	5,806	5,694	5,508	5,329	5,194		5,179	5,100	4,989	4,993	4,999		
	増減	100	△112	△186	△179	△135		△15	△79	△111	4	6		
							計画前5年間改善額 合計	142			改善額 合計		378	
													(参考) 補償金免除額	136

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	76	76	74	73	72	71	71	70	70	69
年間総有収水量(千m ³)	6,566	6,390	6,640	6,858	6,675	6,608	6,542	6,476	6,412	6,348
公称施設能力(m ³ /日)	32,200	32,200	32,200	32,200	32,200	32,200	32,200	32,200	32,200	32,200
1日最大配水量(m ³ /日)	27,420	27,106	26,024	25,729	27,103	27,103	27,103	27,103	27,103	27,103
最大稼働率(%)	85.2	84.2	80.8	79.9	84.2	84.2	84.2	84.2	84.2	84.2
供給単価(円/m ³)	181.54	183.67	183.80	184.83	184.52	184.52	184.51	184.53	184.51	184.51
給水原価(円/m ³)	199.18	203.82	184.69	195.39	188.30	188.25	183.19	182.2	180.51	182.62

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。